

古河市普通財産売払い一般競争入札に関する公告

古河市普通財産売払いについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年8月1日

古河市長 針 谷 力 印

1 物件

土地

物件番号	所在	地目	地積(m ²)
R 7—3	古河市古河503番1	宅地	2,150.43

予定価格 86,750,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、一般競争入札には参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当すると認められる者で、当該事実があった後、3年を経過していない者。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する市の職員。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途及びこれらに類する業の用に供する者。
- (5) 古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第1号から第4号の規定に該当する者。
- (6) (5)のいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員。
- (8) 市長が買受けの申込みを不適当と認める者。

3 現地見学

現地見学を希望する場合は、市の職員立会のもとで現地見学を可能とする。希望する者は、古河市役所 財産活用課（TEL：0280-92-3111）まで連絡すること。

4 申込方法

(1) 申込受付

- ①受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年9月22日（月）まで（土・日・祝日除く）
- ②受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- ③受付場所 〒306-0291 古河市下大野2248番地
古河市役所（総和庁舎）第1庁舎2階 財産活用課

※受付は、窓口での直接申込または郵送（期間内必着）のみ（電話、FAX、メール等不可）。

(2) 必要書類

【必要書類一覧】	個人	法人
(ア) 一般競争入札参加申込書（様式1）	○	○
(イ) 誓約書（様式2） ※法人の場合（様式2 別紙）に役員全員の氏名等必要事項を記載すること。	○	○
(ウ) 印鑑登録証明書（法人の場合は、法人の証明書）	○	○ ※法人用
(エ) 身分証明書（本籍地の市町村が発行するもの）	○	—
(オ) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）	—	○ ※法人用
(カ) 市町村税に滞納がないことを証明する書類 （例）証明願、納税証明書（該当税目すべての記載がある）、 非課税証明書 ※【法人】本店所在地及び古河市における課税分該当。	○	○

(注意事項)

※（ウ）～（カ）は、申込日から3か月以内に発行されたものとする。

※共同で申込みする場合、（イ）～（カ）の書類は、申込者全員分のものを必要とする。

5 入札参加資格審査

- (1) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等を確認（※）し、参加資格の有無を審査する。
※審査の過程で、申込内容等について、申込者に説明を求める場合あり。
- (2) 審査結果については、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」により申込者に通知する。

6 入札保証金の納入

- (1) 入札参加資格審査後に、申込者へ下記の書類を送付する。
- ①一般競争入札参加資格審査結果通知書
 - ②入札書
 - ③納入通知書・領収書（入札保証金用）
 - ④入札保証金領収書提出書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- (2) 申込者は、下記のとおり、入札保証金を納入すること。
- ①納入額：申込者ごとに入札書に記載する入札価格の100分の5以上の額
 - ②納入期限：令和7年11月6日（木）
 - ③納入方法：金融機関での納入通知書払い又は市の指定口座への直接振込
（手数料は、申込者負担）

7 入札及び開札

- (1) 日時及び場所
- 日時：令和7年11月14日（金）午前9時30分から
- 場所：古河市下大野2248番地 古河市役所（総和庁舎）第2庁舎3階 会議室1
- (2) 提出書類一覧
- ① 一般競争入札参加資格審査結果通知書
 - ② 入札書（様式3） ※封筒に封入すること
 - ③ 入札保証金領収書提出書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
※入札保証金領収書（入札保証金の入金を確認できるもの）を貼付すること。
 - ④ 委任状（様式4） ※代理人が入札する場合に必要。
 - ⑤ 印鑑（認印） ※代理人が入札する場合に当日持参。
 - ⑥ 身分証 ※参加者の本人確認ができるものを当日持参。
- (3) 提出方法
- 上記書類を入札日当日に入札会場で提出すること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 落札者は、有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者には「一般競争入札落札者決定通知書」により通知する。

10 入札保証金の還付及び充当

- (1) 落札できなかった入札者が納入した入札保証金は、「入札保証金返還請求書」に記載された指定口座に還付するものとする。
なお、この入札保証金の還付に際しては、利子は付さない。(手続には約4週間を要する。)
- (2) 落札者の入札保証金は、契約締結前に納入すべき契約保証金に充当するものとする。
- (3) 落札者が契約を締結する意思のないことを申し出たとき、又は指定された期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は古河市に帰属するものとする。

11 契約保証金の納入

- (1) 落札者は、下記のとおり、契約保証金を納入すること。
 - ①納入額：契約金額の100分の10以上の額
 - ②納入期限：落札者決定通知書に記載の期日
 - ③納入方法：金融機関での納入通知書払い又は市の指定口座への直接振込
(手数料は、申込者負担)
- (2) 契約保証金は、契約締結後に納入すべき契約金額に充当するものとする。
- (3) 契約の相手方に特別な事由があると市長が認めたときに、契約保証金を免除することができる。
- (4) 契約保証金には利子は付さないものとする。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、「一般競争入札落札者決定通知書」に記載された期限内に市が作成する契約書により契約を締結するものとする。
- (2) 落札者が上記期限までに契約を締結しないときは、入札における落札者決定を取り消すものとする。
- (3) 落札者は、売買契約締結の際に、落札者の費用負担により以下のものを用意する。
 - ①契約保証金領収書 ※契約保証金へ充当する入札保証金に不足がある場合のみ
 - ②収入印紙 (契約書1部貼付用)
 - ③印鑑 (実印)

13 売買代金の納入

(1) 落札者は、下記のとおり、売買代金を納入すること。

①納入額：契約金額 ※契約保証金を除いた残額

②納入期限：契約締結日から30日以内

③納入方法：金融機関での納入通知書払い又は市の指定口座への直接振込
(手数料は、申込者負担)

(2) 落札者が売買代金を上記期限までに納入（完納）しないとき、契約保証金は古河市に帰属するものとする。

14 所有権移転及び財産の引渡し

(1) 本件財産の所有権は、落札者による売買代金の完納をもって古河市から落札者へ移転する。

(2) 本件財産の引渡しは、所有権の移転後に行い、本件財産を現状有姿のまま引渡すものとする。

(3) 落札者は、収入印紙（所有権移転登記に必要な登録免許税用）を落札者の負担により古河市に提出する。

※古河市は収入印紙を受領後に落札者に対して受領証を発行する。

(4) 所有権移転登記は、古河市が囑託で行う。

(5) 所有権移転登記の完了後、法務局から交付される登記識別情報通知を古河市から落札者へ送付する。

※落札者は上記通知を受領後に古河市に対して受領証を提出する。

15 物件調書

(1) 物件調書は、別紙に定めるとおりとし、申込者は、物件調書及び本件財産の現況を確認し、理解したうえで、申込を行うこと。

(2) 落札者は、契約締結後に、契約の内容に適合しないものを発見しても、古河市に対して異議申し立て、損害賠償請求、契約解除、修補等履行の追完請求、売買代金減額請求等の一切の法的請求をすることができないものとする。申込者は、その点を理解したうえで入札申込みや契約締結を行うこととする。

16 用途制限

(1) 落札者は、本件財産を次に掲げる用途に供してはならない。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途及びこれらに類する営業の用途

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事

務所など公序良俗に反する用途

③廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途

④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

(2) 落札者は、前述した用途制限の継承義務を負う。

①落札者は、第三者に対して本件財産の売買、贈与、交換、出資等による所有権移転をするときは、前述に定める義務を書面によって継承し、当該第三者に対して前述に定める義務に違反する用途に供してはならない。

②落札者は、第三者に対して本件財産に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して前述に定める義務に違反する用途に供してはならない。

17 その他

公告にない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、古河市契約規則、その他関係法令に基づき処理するものとする。

お問合せ先

古河市役所 財政部 財産活用課 財産活用係

電 話：0280-92-3111 (代表)

FAX：0280-92-3088

電子メール：zaisan@city.ibaraki-koga.lg.jp

一般競争入札スケジュール

公告日 令和7年8月1日（金）
HP掲載 令和7年8月1日（金）
広報掲載 令和7年8月号

申込受付及び関係書類の配布

〈期間〉

令和7年8月1日（金）～
9月22日（月）
（土・日・祝日除く）

〈時間〉

午前9時～午後5時まで

〈場所〉

〒306-0291 古河市下大野 2248 番地
古河市役所（総和庁舎）第1庁舎2階
財産活用課

※申込は、窓口での直接申込又は郵送

入札参加資格審査

〈時期〉令和7年8月1日（金）から

※審査後に申込者へ審査結果を送付

入札保証金の納入（入札額5%以上）

〈期限〉令和7年11月6日（木）まで

入札及び開札（契約説明含む）

〈日時〉令和7年11月14日（金）

午前9時30分から

〈場所〉古河市下大野 2248 番地

古河市役所（総和庁舎）

第2庁舎3階 会議室1

落札者決定通知

〈通知日〉開札後に通知
(契約締結期限設定)

契約保証金の納入(契約額 10%以上)

〈期限〉契約締結日

契 約

〈期限〉落札者決定通知書に記載の期日

売買代金の納入

〈期限〉契約締結から 30 日以内
※契約保証金を売買代金へ充当

所有権移転登記（古河市が実施）

〈必要書類〉

- ・収入印紙（登録免許税）※落札者負担

※登記完了後に登記識別情報通知を落札者へ交付